

令和7年度宗像市物価高対応家計応援金申請書

～オンライン申請方法～

①申請書 初回認証

郵送物「令和7年度宗像市物価高対応家計応援金支給申請書」の裏面にオンライン申請ページのQRコードとログインID・パスワードを記載しています。

【初回認証の手順】

1. QRコードを読み取ると、初回認証画面が表示されます。
2. 画面の案内に沿って、初回認証を行ってください。
3. 入力したメールアドレス宛に、認証用メールが届きます。
4. メールに記載されているURLをクリックすると、申請画面に移行します。

②必要事項の入力

申請画面にて、右の記入例を参考に必要事項をご入力のうえ、申請を行ってください。

※裏面へ続きます

(記入例)

初回認証:令和7年度宗像市物価高対応家計応援金申請書(請求書)

初回認証画面

ID

hue8y@5:w/

PW

8hd5@a;3:c

※ID入力後は必ず検索ボタンを押してください。

申請者名*

宗像 太郎

メールアドレス*

Munakata@a.co.jp

メールアドレス(確認)*

Munakata@a.co.jp

記入例を基に、ID、PW、申請者名、メールアドレスを入力の上、ページ下部の「回答」ボタンを押してください。

回答

1.申請者

申請画面

申請者氏名(漢字)*

宗像 太郎

申請者フリガナ(全角カナ)*

ムナカタ タロウ

和暦(申請者生年月日)*

昭和

年(申請者生年月日)*

50

月(申請者生年月日)*

4

日(申請者生年月日)*

1

郵便番号*

1 2 3 - 4 5 6 7

申請者現住所*

福岡県那宗像市●●

申請者電話番号*

09012345678

2. 同一世帯の給付対象者(該当がある場合のみ記入)

※1で入力した申請者は含めないでください

対象者氏名

対象者フリガナ

和暦(対象者生年月日)

宗像 花子

ムナカタ ハナコ

昭和

②必要事項の入力

右の記入例を参考に必要事項のご入力
と必要書類の添付をしてください。
最後に、誓約・同意事項を確認のうえ、
「**誓約・同意事項に合意の上、申請**」ボタ
ンを押してください。

申請はこれで完了です。

申請画面

3.支給額

一人当たりの支給額	給付対象者	総支給額
5000	1	

4.振込口座(申請者名義の口座に限ります。)

(通帳などの画像を提出する必要があります。)

金融機関コード(4ケタ)と支店コード(3ケタ)を合わせた7ケタの数字を入力し、検索ボタンを押下してください。
例 銀行コード「1234」・支店コード「567」⇒入力方法「1234567」

金融機関検索

金融機関コード検索サイト

1234567

金融機関名*

1111

金融機関コード*

●●●●

支店名*

222

支店コード*

●●●●

分類*

普通

口座番号(ゆうちょ銀行の方は最後の1を除いて左から7ケタの数字を入力してください)*

1234567

口座名義*

ムナカタ タロウ

半角カタカナで入力してください

【提出書類】

世帯主本人の名前が記載された書類をご提出下さい

本人確認書類の画像*

ファイルを選択

最大10MB

「ファイルを選択」ボタンをクリックし、必要
書面の写しを提出してください。

※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の画像を提出してください。（いずれか1つ）

受取口座を確認できる書類の画像*

ファイルを選択

最大10MB

※ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の画像を提出してください。
※ ネットバンク等通帳やキャッシュカードがない方は、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のスクリーンショットを提出してください。

✓ 誓約・同意事項に合意の上、申請

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認してください 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①私を含む世帯全員は、令和7年12月1日（基準日）時点で、宗像市に住民票を有しています。
- ②支給要件の審査のため、宗像市が必要な住民基本台帳情報の公簿等の確認を行うことに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④この申請書は、宗像市において支給決定をした後は、応援金の請求書として取り扱います。
- ⑤宗像市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、宗像市が期限（令和8年6月1日）までに申請・請求者に連絡・確認できない場合に、応援金が支給されないことに同意します。
- ⑥支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や応援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、応援金を返還します。